

令和5年度 第3回 佐倉市いじめ対策調査会

- 1 日時 令和6年2月5日(月) 15時00分から
- 2 会場 佐倉市役所 1号館3階会議室
- 3 出席委員 守田法律事務所弁護士：守田 和正
千葉敬愛短期大学教授：大野 雄子
千葉県スクールソーシャルワーカー：小倉 明子
千葉県スクールカウンセラー：伊藤 菜穂子
佐倉市人権擁護委員：松崎 裕美子
【欠席】
こどもクリニック mom 院長：川村 麻規子
- 4 出席職員 佐倉市教育委員会教育長：圓城寺 一雄
佐倉市教育委員会指導課長：榎本 泰之

事務局 佐倉市教育委員会指導課主幹：神成 裕尊
佐倉市教育委員会指導課指導主事：塚本 崇
佐倉市教育委員会指導課指導主事：荒木 達也
佐倉市教育委員会指導課指導主事：高橋 康道
- 傍聴者 1名
- 5 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 教育長挨拶(公開)
 - (3) 市のいじめの状況報告(公開)
(令和5年度12月末現在)
 - (4) 意見交換①(公開)
 - (5) 事例報告(非公開)
 - (6) 意見交換②(非公開)
 - (7) 事務局より
 - (8) 閉会

6 会議概要（要録）

○市のいじめの状況報告について

【委員長】

佐倉市のいじめの状況について、報告をしていただく。

【事務局】

市のいじめの状況について報告をさせていただく。資料1をご覧ください。
い。

令和5年度12月末の市内小中学校全体のいじめの認知件数は476件である。昨年度同時期に比べ45件増加である。いじめの解消状況については277件が解消している。解消の定義は、いじめの行為が少なくとも3か月間、止んでおり、被害を受けた子供が心身の苦痛をその期間、感じていないこととなる。そのような理由で、199件については、現在も見守りを継続しているところである。いじめの内容で最も多いものは「冷やかしかからかい、悪口や脅かし等」で、287件で、全体の6割を占める。次いで「嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」が81件である。次いで「軽くぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする」が71件である。

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことについて、危険な行為としては

- ・ イスに座ろうとしたときにイスを引かれ、ケガを負った。
- ・ 唾をかけられ、側溝に突き落とされた。
- ・ 授業中に2人のクラスメイトからハサミで髪の毛を切られた。
- ・ 遊んでいてケンカになり、首を絞められた。
- ・ 下校中に体当たりで突き飛ばされて畑に落ちて泥まみれになった。
- ・ ランドセルを突然強く引っ張られた。

このようなことが確認された。叩かれる、蹴られる以外のケガを伴うような暴力的な行為が報告としてあげられる。嫌なこと、恥ずかしい行為としては性的な内容が報告されている。

いじめの発見のきっかけは、「本人の保護者からの訴え」が最も多く、次いで「本人からの訴え」、「アンケート」となる。こちらは「本人の保護者からの訴え」による発見が昨年度同時期よりも22件以上増えている。本人が学校の先生への相談やアンケートでSOSを出す環境が整っていると同時に、子供たちが保護者への相談することや保護者が子の変化に敏感になっていることが考えられる。

資料2をご覧ください。いじめの月別詳細を表した表である。その中の「いじめの様態」を示す表をご覧ください。この数値は月別のいじめの様態となっている。「パソコンや携帯電話等で、嫌なことを言われる」といった項目が10月以降に増加している。学校外の時間の中でのトラブルであるので、学校

がいじめの様態を現認することが難しい。

資料3をご覧ください。各学年別のいじめ認知件数である。小学生は4年生がピークとなり、5年生以降に認知件数が減少している。中学生は学年が上がるにつれて件数が少なくなっている。小学生は上級生としての自覚というものが大きく影響していること、中学生は集団生活の中における自己について客観的に捉えること、自分自身の評価を気にすることなどが件数減少に表れていると考えられる。いじめ問題は、このようなデータの考察を踏まえた予見のもと、他の問題行動同様に早期発見、早期対応が求められる。今後も、各校のいじめの状況を速やかに把握し、学校と連携しながらいじめ問題に取り組んでいく。

【委員長】

意見交換に移る。事務局からの報告について、質問等があれば、ご発言いただきたい。

【委員】

いじめ発生の前に、学校ではいじめ防止の教育はされているか。資料を見ると中学1年生はそのような指導が必須を思われる。「冷やかしやからかい」が多いが、この防止に向けての教育は行っているか。4月の段階での教育が重要と思われる。

【事務局】

各学校において、実態に応じたいじめ防止の指導は行っている。4月当初は、中学1年生に限らずクラス替え等の影響もある時期であり、人間関係をきちんと構築することを目的とした指導を学校は行っている。各学校においては児童生徒の心身の成長や学校の行事、人権週間などに関連させ、人を大切にすることや発達段階に合わせた指導をしている。

【委員】

幼児教育の立場で、意見をさせていただく。イタリアでは幼児期から、人権を保有しているという指導をし、自身だけでなく他人も人権を持っていることを教えている。早い時期からいじめがいけないという意識とは別に権利があるという意識を持たせる指導も必要ではないかと考えている。

【事務局】

とくに4月、5月の指導は大切と考えている。この時期に指導主事が、いじめ問題を中心とした生徒指導研修を行っており、全ての小中学校の職員への指導

をしている。

【指導課長】

どの学校でも SOS の出し方教育をしている。指導課としては言葉によるいじめが非常に多いので、各学校へ言語環境を整えることを指導し、いじめ防止子供サミットではいじめと言葉に特化した内容で子供が話し合う場面を設けた。

【委員長】

危険な行為についてはケガが発生するようなことも考えられるが、病院を受診するようなことはあったか。

【事務局】

今年度の報告については、病院受診のケースは確認されていない。

【委員長】

危険な行為をした子供には学校はどのような指導をするか。

【事務局】

加害側は軽い気持ちであっても、大変大きな問題であることを理解させる指導を学校はしている。

【委員長】

危険な行為の案件について、保護者から何か求められたか。

【事務局】

今年度の案件では保護者からの要求については確認されていない。

【委員】

その他の行為では、保護者の要求はあったか。

【事務局】

所有物の破損のケースで弁償の問い合わせがあった。

【委員長】

危険な行為等についても解消はしているのか。

【事務局】

学校は3カ月の時間と被害者の心境で解消の判断をするが、その後の見守りは続けている。

月例調査は、被害者加害者の名前はあがってくる。その中で、同じ加害者が他の案件にも記録されることがある。そのような場合、教育委員会は学校へ指導についての確認をとることがある。

【委員】

相談の数字は、児童生徒のいじめが認知されてからのものなのか。発見時のものなのか。

【事務局】

いじめ認知後の相談と発見時の相談の両方が含まれている。

【委員】

相談とはアンケートによるものか、直接によるものか。それが本人によるものなのか、保護者によるものなのか。

【事務局】

本人からの相談が数字となっている。

【委員】

誰にも相談していないところに数字がはいるのはなぜか。

【事務局】

アンケートの取り方で、無記名なもの場合は学校がその児童生徒からの聞き取りができない状況となり、誰にも相談していないに数字が入ることが起きる。

【委員】

SOS の出し方教育、言語環境を整える教育はとても大切だと思われる。子供と同様に教師もできているかも気になるところである。教師自身がこれらに関するスキルはあるか。教師にも困ったことがあったら職場で言えるような環境であってほしい。